

令和6年度 成年後見制度利用促進に係る取組について

令和6年度 第4回松戸市成年後見制度利用促進協議会 資料

令和7年2月18日（火）

松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

令和6年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

① 広報機能

② 相談機能

③ 利用促進機能

④ 後見人支援機能

⑤ その他

第1回 5/21

・今年度の目標と達成に向けた取り組み（案）について

② 相談機能

- ・切れ目のない支援体制の構築に向けて

③ 利用促進機能

- ・c) ケース会議等への専門職の派遣について

⑤ その他

- ・公的支援の実施状況

第2回 8/20

① 広報機能

- ・相談窓口への繋ぎ方や繋ぎ先について

② 相談機能

- ・切れ目のない支援体制の構築に向けて

④ 後見人支援機能

- ・成年後見人等のバックアップ体制の構築について

第3回 11/19

① 広報機能

- ・相談窓口への繋ぎ方や繋ぎ先について

② 相談機能

- ・相談受付状況や傾向について

③ 利用促進機能

- ・b) 市民後見協力員の活動状況について

第4回 2/18

- ・令和6年度のまとめ
- ・令和7年度の協議会について

① 広報機能

◎年度当初目標

- ・ 支援者側も成年後見制度を正しく理解する
- ・ 権利擁護支援ニーズに気付いた際の繋ぎ先の周知
- ・ 支援者向け手引きの活用率をあげる

◎令和6年度の活動

- ・ 市内3圏域で講演会および個別相談会の開催 ※参考資料1
- ・ 一次相談窓口の職員向け研修会の開催 ※参考資料2
- ・ 「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」を各所で周知
- ・ 市役所連絡通路にて、権利擁護支援について周知
(令和7年1月20日～24日)



◎協議内容・今後に向けての意見や動き

① 広報の方法や周知方法の工夫について

- ・ 銀行や病院等、地域で市民と関わる方々について、立場や職責が違うので、各々の持ち味を活かした広報活動が展開できるよう、工夫が必要だと思う。
- ・ 業種でいうと、金融機関は当事者の名前や住所等の個人情報を把握しているため、相談しやすい状況にあるが、コンビニやスーパー等に心配な方が来ても、名前も住所もわからないので、すぐ相談に結びつくのは難しい。
⇒上記の意見をもとに、業務ごとに制度や支援機関に繋ぐタイミングや必要性に焦点を当てて、銀行・郵便局用と病院用の2種類のリーフレットを作成することとした。 ※参考資料3・4

② 支援者向け手引きの更なる活用に向けて

- ・ 基幹相談支援センターや地域包括支援センターの職員に手引きを活用してもらう必要がある。そのために、手引きの周知をするだけでなく、手引きを中心とした研修会の開催を検討したほうがいい。

② 相談機能 (③ 利用促進機能 c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を兼ねる)

◎年度当初目標

- ・相談窓口を広く周知
- ・申立てまで切れ目のない支援を行う
- ・相談ケースを定期的に分析し、ニーズ等を検証する。
- ・一次相談窓口対応職員のスキルアップ

◎令和6年度の活動

- ・相談窓口周知を目的としたチラシを講演会や各種イベントにて配布
- ・前年度に引き続き、「松戸市成年後見相談室」にて、市民や支援者からの相談に対応
- ・一次相談窓口の職員向け研修会の開催（再掲）

◎協議内容・今後に向けての意見や動き

- ・相談機能強化や切れ目のない支援体制の構築に向け、相談窓口に司法職の配置・ケース会議へ専門職の派遣の必要性について協議を行った。
- ・市が提案している両者において、申立支援が必要な時にはケースに介入した司法職が継続して支援を行うことは、支援者としては心強い。一方で、司法職にもマンパワーの限界があり、申立支援を行っても候補者になることは難しい状況である。その点、社会福祉士にご協力いただくことになると思う。

◆司法職の配置

- ・相談機能を担っている松戸市成年後見相談室に配置する形が、スムーズな支援や相談体制の強化に繋がるのではないかと。

◆ケース会議へ専門職の派遣

- ・運用の難しさを感じるが、適正な形で開始すれば、支援者が専門職へアクセスしやすくなり、双方に行き来ができる環境が整い、相談機会が増えるメリットはある。
- ・日常生活自立支援事業から制度へ移行が望ましいケースであっても、様々な理由で移行に苦労することが年5～6件ほどある。その場合、専門職が入ることによって法律的な視点で助言をいただけることで支援チームにとって大きな前進となることが想定される。しかしながら、チーム内で意識の濃淡がある場合があるので、一概にスムーズにいくとはいえないと思う。

⇒上記意見をもとに、再度体制構築の必要性や運用方法について事務局にて検討を行った。

(②相談機能続き)

- 松戸市成年後見相談室と一次相談窓口の連携が必要不可欠であり、**お互いが業務や役割を理解し合う必要がある**。それによって、役割が明確になり、それぞれが制度に応じた相談に特化できるようになる形が望ましいのではないかと。
- 権利擁護に関する相談業務に従事する職員を対象にしたアンケートの中で、**相談室の業務内容の周知不足や役割が不明瞭**であるとの意見があがった。連携強化を図るために、相談室の更なる周知が必要である。

◎新規相談受付件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (12月末時点)
高齢者	88件	210件	170件	135件
障害者	84件	80件	52件	52件
合計	172件	290件	222件	187件

③ 利用促進機能 a) 受任者調整等の支援

◎年度当初目標

- 関係者間において、本人にとって成年後見制度の申立ての必要性や制度利用後に必要となる支援の共有

◎今後に向けての動き

- 協議には至らなかったが、今後は「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」に、成年後見制度利用の必要性を判断する際の参考となる基準や申立てから制度利用後まで事例を掲載し、制度を利用した際の生活をイメージしやすくする工夫が必要である。

③ 利用促進機能 b) 担い手の育成・活動の促進

◎年度当初目標

- ・市民後見協力員の養成
- ・市民後見協力員の活動の場を増やす

◎令和6年度の活動（松戸市成年後見相談室へ委託）

- ・市民後見協力員の養成を行い、15名が講座を受講し、13名が協力員への登録を希望している。
- ・令和7年1月22日に「成年後見制度勉強会」を開催。午前中は市民や支援者を対象とし、勉強会を実施。午後は、市民後見協力員のスキルアップを目的とした研修会を開催した。

内容	講師	対象者	参加者数
・成年後見制度の概要 ・松戸市における成年後見の取り組み	弁護士 萩原 得誉氏	市民 市民後見協力員	32名
・法人後見の仕組み ・事例検討	行政書士 植原 ひとみ氏 弁護士 萩原 得誉氏 社会福祉士 矢島 恵理子氏	市民後見協力員	29名

（アンケート結果・一部抜粋）

* 市民・支援者

- ・とても分かりやすく、聞きやすい講義だった。
- ・市民後見協力員の位置づけが面白い。推進して欲しい。
- ・親族が成年後見人になった場合の事例を知りたい。 ・ 障害者についての勉強会をお願いしたい。

* 市民後見協力員

- ・被後見人に対しての接し方が非常に参考になった。
- ・事例内容を伺い、様々なケースがあり、今後も周りの方の協力のもと、携わっていこうと思った。
- ・法人後見の仕組みを改めて聞き、全体像から自分が市民後見協力員としての立場を理解できたのが嬉しかった。
- ・専門職がとても苦労していることを改めて知った。被後見人と専門職の架け橋になれるよう努力する。

(③利用促進機能 b)担い手の育成・活動の促進 続き)

◎協議内容・今後に向けての意見や動き

- ・困難ケースが増加傾向にあり、活動体制を見直す必要がある。
- ・協力員によって、力量差があるので、スキルアップ研修は継続して行う必要がある。
- ・市民後見協力員という形は非常にいい取組であり、市民後見人というより法人後見受任団体をいかに育てるかということが大切である。これからも続けてやってもらいたい。
- ・市民が後見人となって責任を負うというのは責任が重いことなので、このような形で市民にご協力いただくのは、後見に熱意のある市民にとって、非常に良い制度だと思う。
- ・今後も研修等を受けていただいて、知識を身につけ、本人に寄り添いながら活動していただくにより良い制度になると思う。
- ・協力員のスキルアップの一環として、基幹相談支援センターが色々な研修や連携強化を目的とした会議を開催しているので、障害に対しての理解を深めたい場合や連携強化等に向けて会議への参加を希望する場合は、協力できる。

◎市民後見協力員の活動状況

	R4年度	R5年度	R6年度 (12月末時点)
しぐなるあいず 協力員延べ人数	343人	446人	338人
早稲田成年後見サポートセンター 協力員延べ人数	43人	57人	46人
訪問対象者延べ人数	714人	840人	659人
延べ訪問日数	789日	895日	694日

④ 後見人支援機能

◎年度当初目標

- ・親族後見人等のニーズを把握
- ・後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームがスムーズに支援開始するための体制を整備する

◎協議内容・今後に向けての意見や動き

①親族後見人について

- ・一次相談窓口の職員を対象にアンケート調査を実施し、親族後見人から相談を受けたことがあると回答した人数は86名中14名（16%）であった。
- ・全国の統計上、親族後見人が選任されている方は2割を切っているため、相談件数が少ないのは当然である。

②後見人等の選任後の体制について

- ・後見人等の職務に関する相談や苦情は職能団体に入っており、近年その件数が増加傾向にある。他市では親族・専門職関わらず、そのような相談が中核機関に入ることも増えているので、本市においても今後どのように対応していくのか検討する必要があるのではないか。
- ・障害をお持ちの方の支援は、比較的中長期的になる。特に課題がない場合であっても、本人やご家族を含めて話し合いの場を定期的に設けるように意識している。本人と利害関係がなく、支援者として関わっている包括や基幹相談支援センター、相談支援専門員等が支援チームへバックアップする立場がとれるのではないか。

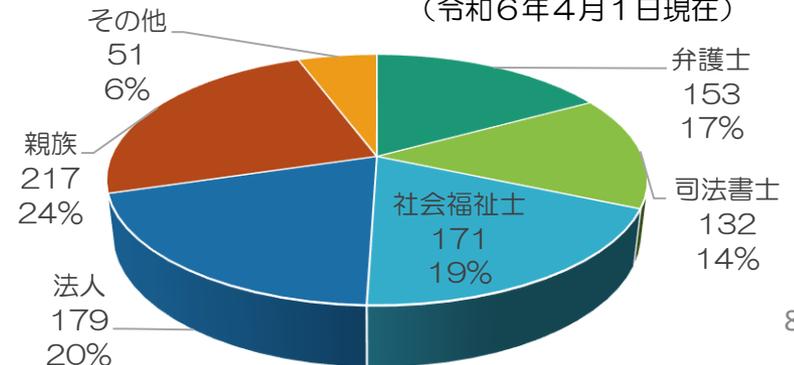
参考

◎本市における成年後見制度の利用者数
(令和6年2月1日現在)

法定後見 合計	法定後見			任意後見
	後見	保佐	補助	
856人	582人	220人	54人	10人

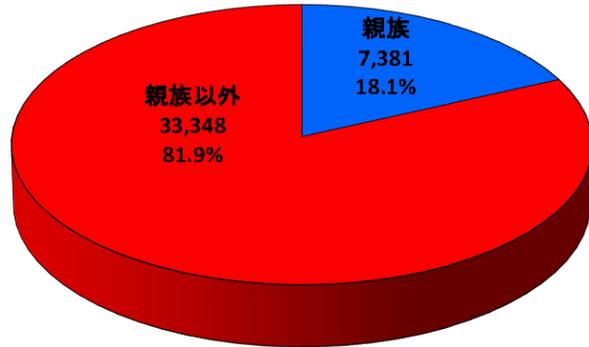
※千葉家庭裁判所より提供（概数）

◎本市における成年後見制度の利用者と後見人等の関係別内訳
(令和6年4月1日現在)



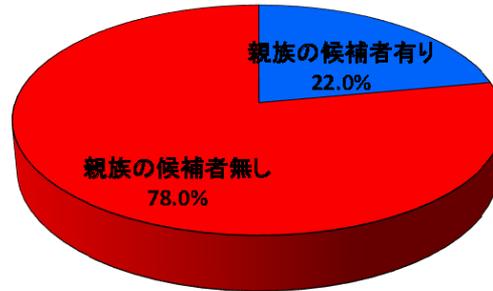
※最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概況（令和5年1月～12月）より

① 親族、親族以外の別



（参考資料） 成年後見人等の候補者について

○ 令和5年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約22.0%である。

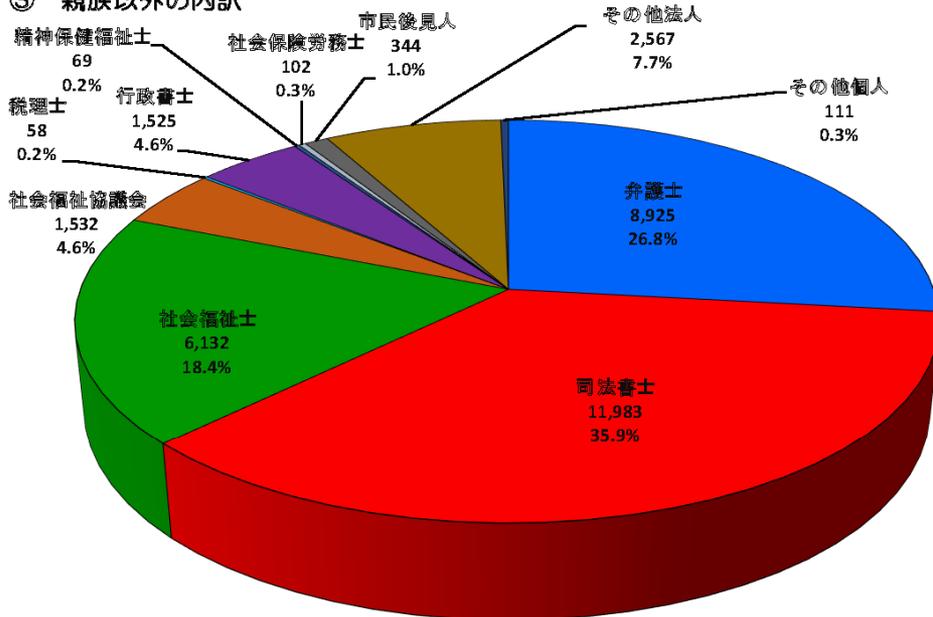


（注）一部の能登半島地震被災地庁の令和5年10月～12月分の数値は反映されていない。

全国と松戸市を比較

- 親族後見人等の割合はやや多い状況である。
- 親族後見人等以外は、市内に2法人、法人後見受任団体があることから、割合が高くなっている。

③ 親族以外の内訳



◎本市における成年後見制度の利用者と後見人等の関係別内訳（令和6年4月1日現在・親族後見人を除く）

